

一般社団法人日本パラフェンシング協会
社員規則

(総則)

第1条 この社員規則は一般社団法人日本パラフェンシング協会（英語表記は Japan Para Fencing Association、略記 JPFA）が定款に定める下記の事業目的を達成するため、それに賛同し、入社した者の行動規範として策定されたものである。全ての社員はこの規則に則り、事業目的をよく理解したうえで行動しなければならない。

(目的)

第2条 当法人の社員は障がい者のスポーツの活動を支援し、中でもパラフェンシング競技の普及活動を中心に、パラリンピックなどの国際大会を目指す競技者の育成・支援のための競技環境の整備を行うことにより競技団体としての発展を目指し、体系的な選手育成及び指導者、支援ボランティアなどの養成を通して障がいがある者とない者の相互理解を深め、真のノーマライゼーションの確立に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人の社員は第2条の目的を達成するため、次の事業に参画する。

- (1) パラフェンシングの競技会、講習会の企画、運営及び開催
- (2) パラフェンシングの選手発掘、育成、強化
- (3) パラフェンシングの指導者・審判員の教育・指導・資格認定
- (4) パラフェンシングの支援ボランティアの育成、組織化及び地域における障がい者スポーツへの関心、理解の促進活動
- (5) パラフェンシングの情報・資料・規則の収集、調査研究、情報発信
- (6) 公益財団法人日本パラスポーツ協会の目的に則した事業
- (7) 関係諸団体との交流、協力事業を推進する諸活動
- (8) パラフェンシングの競技用具の開発、認定及び斡旋・販売などの事業
- (9) パラフェンシングの競技、指導法などの関連書籍、映像資料の制作及び斡旋・販売などの事業
- (10) 競技会、選手などの肖像権管理・著作権販売などの事業
- (11) パラフェンシンググッズの制作・販売などの事業
- (12) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(入会)

第4条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。社員となる者は、当法人所定のウェブフォームによる申込をして理事会の承認を得たうえで、第5条に定める会費を納入することで社員資格を得る。

(社員の区分、入会金及び会費)

第5条

1. 社員は以下の区分に応じて会費を納入しなければならない。
 - (1) 一般社員 会費は年 6,000 円とする。
 - (2) 賛助社員 個人は会費を一口年 3,000 円とする。法人は一口 10,000 円とする。
2. 社員は会費の納入を毎年 3 月末までに当法人が指定した銀行口座に払い込み行うこととする。
3. 当法人は納入された会費を返還しない。

(理事の就任資格)

第6条 第5条第1項に定める社員区分の内、一般社員のみが理事の就任資格を持つ。

(社員の義務)

第7条 社員はこの規則を遵守し、当法人の目的と事業を達成するために尽くさねばならない。共生社会を目指し、多様性を受け入れ、いかなる差別行為もしてはならない。また個人情報の開示については常に法令に従い行動する。社員がこの義務に違反した場合には当法人が設置する倫理委員会、懲戒委員会の審問対象となる。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、一か月以上前に当法人に対して書面を以て予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。
- 2 死亡し、失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3 2年以上会費を滞納したとき。

4 除名されたとき。

5 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第 11 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

社員の個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守する。

附則 この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものとする。